

大学再編の動向に関する一考察

岩崎保道

高知大学 人文社会科学系 教育学部門

Discussion on the Trend of University Restructuring

Yasumichi Iwasaki

Kochi University, Humanities and Social Science Cluster, Education Unit

Abstract:

This paper studies how university restructuring should be conducted by studying the trend of the university restructuring carried out in national and private universities. The method was to focus on the integration of universities, while paying attention to the amendment to the National University Corporation Act and the Private Schools Act.

キーワード: 大学再編, 国立大学, 私立大学

Keyword: University Restructuring , National Universities , Private Universities

はじめに

本稿は、国立大学及び私立大学における大学再編の動向を整理し、今後の大学再編の在り方を検討するものである（注1）。その方法として、教育法規の改正に留意し、大学の統合などに焦点をあてて考察した。

近年、大学の再編に関する制度改革が行われており、大学市場が大きな転換期を迎えることが予想される。具体的には、国立大学法人法の一部改正により一法人による複数大学の設置が可能になった。また、私立学校法の一部改正により、大学間での学部譲渡手続きが容易になるため、大学再編が進行すると思われる。

国立大学法人の一法人複数大学制度については、2018年6月15日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において「国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する」とされていた。私立学校法の改正については、従来は、元の学部を廃止した後、受け入れ先の大学が学部新設の申請を行う必要があった。今回の改正で大学間での学部譲渡手続きが大幅に簡素化された。

私立学校は、私立学校法における経営強化と教育の質保証に関する規定（「学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。」）が施行され、これまで以上に厳しい舵取りを余儀なくされることになる。

また、大学における国公私の設置形態や大学・研究所等の機関の枠を越えた大学等連携推進法人（仮称）が検討されている。今後、国公立の設置者の枠を超えた大学連携が実現することになる。

大学再編は、教育研究の基盤となる機関や学部・研究科等の組織に大きく影響を及ぼす。このような大学改革が、高等教育機関の活性化につながり、結果として我が国の科学技術の発展や国際的な競争力の向上に寄与することを望む。

1. 大学再編に影響する教育法規の改正

中央教育審議会大学分科会将来構想分科会（2019）は、「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の在り方の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の救済とならないよう配意しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」と提言した¹⁾。そのような状況を背景として、以下の教育法規の改正が行われる。

1.1 国立大学法人法の一部改正

2020年4月1日を施行日として、国立大学法人法が改正される（「国立大学法人が複数の大学を設置する場合その他管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、設置する大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事を設置できることとすること（同法第10条第3項等）」）。これは、国立大学の一法人複数大学に係る規定であるが、これまで次の提言が行われてきた。

文部科学省「国立大学経営力戦略」（2015）では、「機能強化のための組織再編、大学間・専門分野間での連携・連合等の促進」が示された²⁾。また、国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議（2019）は、一法人複数大学の意義・必要性について「一法人複数大学制度においては、複数の大学の教育研究資源を確保することができるとともに、その教育研究資源を、各国立大学のミッションを踏まえ効果的・効率的

に配分・利活用することが可能となる。そして、一法人複数大学制度を活用し、法人を統合することにより、社会に対する存在感・発信力の強化が期待できるとともに経営刷新や大学改革等の取組みを大きく進めることが期待される」と述べた³⁾。

1.2 私立学校法の一部改正

2019年5月10日に私立学校法施行規則が一部改正され、学部等单位での設置者変更が可能になった。同規則第四条の二の改正内容として、「私立大学等（大学、短期大学又は高等専門学校）の連携・統合を円滑に進めるための仕組みを整備するため、学部等（学部、学科、大学院又は大学院の研究科）単位での設置者変更等に係る規定を整備する。」とされた⁴⁾。

これに関して、中央教育審議会（2018）は、「大学等の連携・統合の促進」として、「高等教育の質保証に十分留意しつつ、設置認可の仕組みについては基本的に枠組みを維持しながら、申請に必要な書類の精選等私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化の方策を検討する。」と述べた⁵⁾。また、私立大学等の振興に関する検討会議（2019）は、「例えば各法人の成り立ちや独自性を活かし一定の独立性を保ちつつ緩やかに連携し、規模のメリットを活かすことができる経営の幅広い連携・統合の在り方、国公私の設置者の枠を超えた連携・協力の在り方、事業譲渡的な承継方法など、各私立大学の建学の精神の継承に留意しつつ、より多様な連携・統合の方策について検討していく必要がある。」と提言した⁶⁾。

2. 大学再編への展開

2.1 国立大学法人の一法人複数大学の計画

2019年9月現在、国立大学法人の統合が4地域で検討（または予定）されている（表1）。「特徴」には、目的やビジョンがそれぞれ示されている。東海国立大学機構は具体的な方策が示されている。また、静岡国立大学機構、北海道連合大学機構、国立大学法人奈良においては「地域」に向けたものを含んでいる。

表1 国立大学法人の一法人複数大学の計画（出典）文部科学省（2019）「統合に向けた各国立大学法人における検討状況（概要）」

計画年度	国立大学法人名	設立する国立大学法人（含：仮称）	地域	特徴
2020	名古屋大学	東海国立大学機構	愛知県	【ガバナンス体制や経営システムの確立】戦略的な経営システムの確立、事務合理化・経営資源の効率的活用、運営（支援）組織の一体化、産学連携施策の強化など
	岐阜大学		岐阜県	
2021	静岡大学	静岡国立大学機構	静岡県	再構築に基づく機能強化（国際競争力、地域活性化、人材育成）による地域・社会との連携
	浜松医科大学			
2022	小樽商科大学	北海道連合大学機構	北海道	【経営改革ビジョン】社会に開かれた経営体制を構築し、社会のニーズに即して三大学の教育研究機能を強化することにより、北海道経済・産業の発展に貢献する
	帯広畜産大学			
	北見工業大学			
2022	奈良女子大学	国立大学法人奈良	奈良県	【将来目標】奈良を基盤とした高等教育機関を総合化し、未来社会を牽引する人材を地域・全国に輩出する
	奈良教育大学			

2.2 私立大学間での学部譲渡手続きの事例

私立大学間での学部譲渡手続きが簡素化されたことにより、再編が大きく進展する可能性がある。

一事例を紹介しよう。2019年9月に大学設置・学校法人審議会は、学校法人神戸山手学園（神戸市）が設置する神戸山手大学の現代社会学部の設置者を、関西国際大学を設置する学校法人濱名学院（兵庫県尼崎市）に設置者を変更することを認めるよう文部科学大臣に答申した⁷⁾。同時に両法人は合併し、濱名学院が存続法人として「学校法人濱名山手学院」に変更される。合併効果として、関西国際大学は「総合学園化による教育連携の充実」「両学校法人の強みを活かしたシナジー効果」などを上げた⁸⁾。この事例では、両学園の特色や個性が融合することで、教育研究及び経営面での効果が期待される。

小括

国立大学の一法人複数大学制度は、国立大学法人化（2004）に続く国立大学再編の大きなインパクトになるかもしれない。振り返ると、国立大学の法人化を契機に1997年度に101校あった国立大学の統合が進み、2003年度には89大学に減少した。私立大学に関しては、大学法人同士の合併事例は少ないが、各大学における教育研究の高度化や経営戦略の方策として、大学間での学部譲渡が増える可能性がある。

これに加えて、大学等連携推進法人（仮称）は、各大学の「強み」や「特色」を明確にして伸ばしていくことが期待される⁹⁾。同法人の設立は、大学再編を促進させ、地域の発展にも寄与するだろう。

一方、大学間の連携・協働をコンソーシアムにより形成する形態も考えられる。この場合、統合という強い結び付きではなく、大学間が制限の緩い関係で結ばれる。国立大学協会（2018）は、「限られた資源の中で多様な教育・研究を充実・発展させるためには、それぞれの個性や強み・特色を生かしつつ、それらを一層発展させたり補完し合ったりするための大学間の連携・協働を強化し、人的・物的資源の共有を進めることが不可欠である。各方面との連携においても、個別大学ではなく複数大学によるコンソーシアムを形成して展開することを考えるべきである。」と述べた¹⁰⁾。

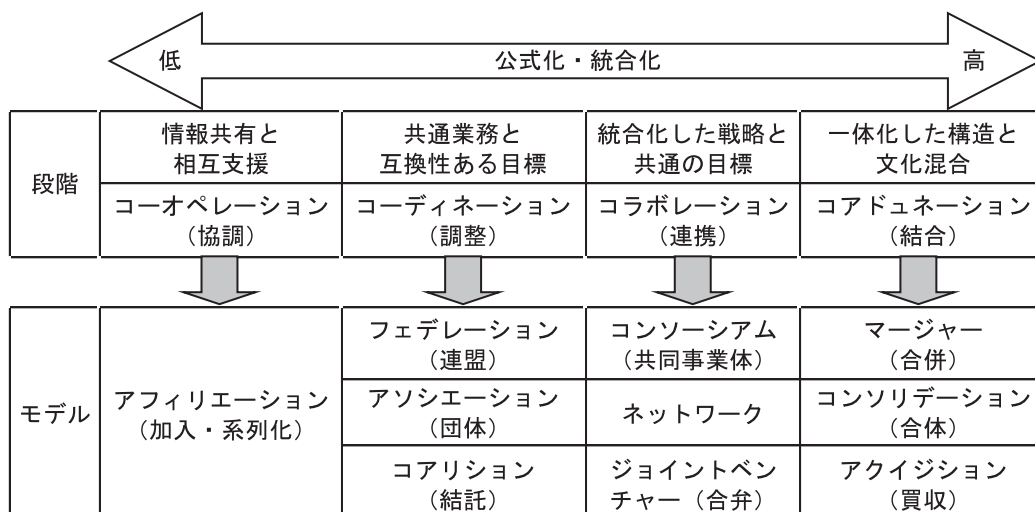


図1 大学間の公式化・統合化のモデル（出典）中元崇（2016）「大学間の提携の戦略的活用」岩崎保道編『大学の戦略的経営手法』,大学教育出版,p.74. (Bailey,D.・Koney,K.M (2000,pp.7-10) の3つの図を筆者が統合した)

図 1 は、大学間の公式化・統合化をモデル化したものである。左から右側への矢印が伸びる程、組織間の結び付きが強くなる。コンソーシアムはコラボレーション（連携）に該当する。国立大学法人の一法人複数大学は、それより組織間の結び付きが強くなるコアドユネーション（結合）に該当する。この段階は、私立学校法第 52 条でいう「合併」と同じレベルである。なお、学部等単位での設置者変更は一組織の事業譲渡であり、法人同士の統合化ではないので、このモデルには該当しない。

羽田（2002）は連携・連合について、「縮減期の質の向上方策としては、コストとリスクを含む統合だけでなく、各機関が独立性を保持した上で共同事業を実施する連携・連合も有力な方策である。特に、教育・研究・社会貢献など多元化した大学の機能は、機関レベルで、丸ごと統合するような組織形態では、相互に対立・葛藤が生じやすい。機能別の連携は、そうした葛藤を回避できる。」と指摘した¹¹⁾。

大学再編を検討するにあたり、留意しなければならないことがある。統合や学部譲渡を検討する大学にとって、最も重要なことは「何を目指しているのか」ということである。大学再編は手段であって目的ではない。明確な目的やビジョンが描かれ、理事長や学長のリーダーシップの下、具体的な計画づいて進められるべきものである。大学の社会的な存在意義が改めて問われ、大学の機能強化が強く求められるなか、個々の大学あるいは大学全体の中で長期的なビジョンと将来的な方向性を定めていかねばならない。その参考にすべく、今後の課題として、大学再編の取組を検証し、効果や問題点等を明らかにしていく必要がある（注 2）。

[引用文献]

- 1) 中央教育審議会大学分科会将来構想部会（2019）「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」, p.23.
- 2) 文部科学省（2015）「国立大学経営力戦略」, p.4.
- 3) 文部科学省（2019）「国立大学の一法人複数大学制度等について」.
- 4) 文部科学省（2019）「改正概要」
- 5) 中央教育審議会（2018）「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」, p.24.
- 6) 私立大学等の振興に関する検討会議（2019）「議論のまとめ」, 文部科学省ウェブサイト:
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/073/gaiyou/1386778.htm, 2019 年 9 月 15 日確認.
- 7) 文部科学省ウェブサイト「学部の設置者変更に係る答申について（令和元年 9 月 10 日）」:
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/09/11/1421013_1.pdf, 2019 年 9 月 17 日確認.
- 8) 関西国際大学ウェブサイト:http://www.kuins.ac.jp/important/_7671.html, 2019 年 9 月 17 日確認.
- 9) 大学分科会（2018）「大学等連携推進法人（仮称）」制度の概要」, pp.1-2.
- 10) 国立大学協会（2018）「高等教育における国立大学の将来像 最終まとめ」, p.27.
- 11) 羽田貴史（2002）「縮減期の高等教育政策:大学統合・再編に関する一考察」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』, p.110.

（注 1）本稿でいう「大学再編」とは、大学を設置する法人または大学組織を、新たに編成することをいう。

（注 2）検証方法として、教育研究力や入学者の推移、財政等の変化や他大学との比較などが考えられる。

令和元年 (2019) 11月11日受理

令和元年 (2019) 12月31日発行